

各都道府県介護保険担当課（室） 御 中

← 厚生労働省 老健局高齢者支援課・振興課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

「求職者支援訓練」と「福祉用具専門相談員指定講習
及び介護職員初任者研修」との連携について

計1枚（本紙を除く）

Vol.521

平成28年3月1日

厚生労働省老健局

高齢者支援課・振興課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111（内線 3985、3936）

FAX：03-3503-7894

老高発0301第1号
老振発0301第1号
平成28年3月1日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局高齢者支援課長
（公印省略）
振興課長
（公印省略）

「求職者支援訓練」と「福祉用具専門相談員指定講習及び介護職員初任者研修」
との連携について

福祉用具専門相談員指定講習については、「福祉用具専門相談員について」（平成18年3月31日老振発第0331011号）により、介護職員初任者研修については、「介護員養成研修の取扱細則について」（平成24年3月28日老振発第0328第9号）により実施いただいているところであるが、今般、指定通知書を偽造することにより、福祉用具専門相談員講習及び介護職員初任者研修を実施する事業者として兵庫県の指定を受けたと偽り、「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律」（平成23年法律第47号。以下「求職者支援法」という。）に基づく求職者支援訓練の実施機関として認定を受け、当該訓練を実施したというゆゆしき事態が発生した。

このことは、「福祉用具専門相談員指定講習」及び「介護職員初任者研修」並びに「求職者支援訓練」の信用を失墜する行為であり誠に遺憾である。

よって、再発防止の観点から、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）との連携について、下記のとおり実施いただくようお願いする。

記

- 1 求職者支援訓練の認定事務については、求職者支援法第4条第3項の規定に基づき、機構が実施しているところであるが、求職者支援訓練の認定を申請した事業者が福祉用具専門相談員指定講習または介護職員初任者研修を実施する事業者として指定を受けているか否かについて、機構から照会があった場合には、その旨について適切に回答すること。
- 2 なお、具体的な照会方法等については、機構の各都道府県支部から各都道府県介護保険主管部（局）へ連絡することとしているので、適宜対応いただくようお願いする。